



大人のための

未来ノート

Future notes for adults

鹿児島地方法務局が作ったエンディングノート

はじめに

もくじ

相続人って誰だろう？	P. 1
資産を確認しましょう	P. 3
相続登記はお済みですか？	P. 5
各種窓口の相続手続きが便利に！ ～法定相続情報証明制度～	P. 7
あなたの遺言書、法務局が守ります ～自筆証書遺言書保管制度～	P. 9
その他、法務局でお役に立てること	
・自分のために みんなのために ～成年後見制度～	P.11
・まさかの家賃トラブル 誰に家賃を払えばいいの？ ～供託制度～	P.12
・境界トラブルを解決 ～筆界特定制度～	P.13
・会社を営んでいるが、そろそろ・・・ ～商業・法人登記制度～	P.14
・困ったことがあったら、お気軽に相談してください！	P.15
おまけ	P.17

こんにちは！ 鹿児島地方法務局です

このノートを手にとってください方へ

このノートは、私たち法務局が携わっている制度について、お役に立てることをまとめたものです。相続人のこと、資産の確認のこと、相続登記のこと、遺言書保管のことなど、私たちが皆様の未来にお役に立てることがあるのではないかとの思いで作りました。

まずは、上のもくじをご覧ください。興味のあること、気になることはありませんか？

ページを開いていただいて、お役に立てることがあれば幸いです。

また、各項目の末尾にはメモをご用意しました。

その時、思ったことや気づいたことを書き込んでみませんか？

もくじを見てまだちょっと早いかな・・・と思われた方には、おまけのページをご用意しました。

ちょっとだけ未来のことを想像してみませんか？

このノートの使い方は自由です。お思いのままにお使いください。

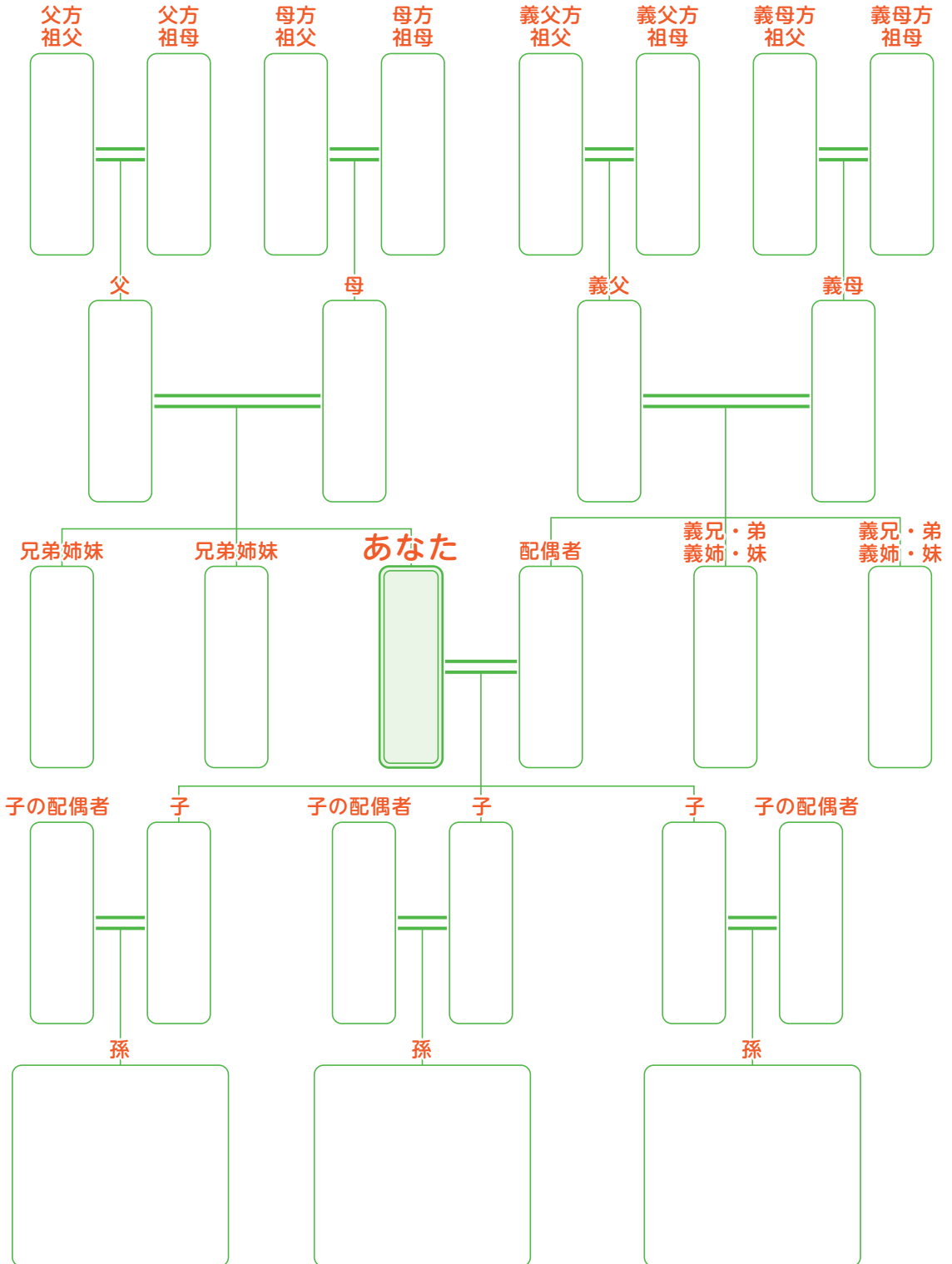
皆様の未来がよりハッピーなものとなりますように！

鹿児島地方法務局

相続人って誰だろう？

親族を記入してみましょう

あなたの親族を記入してみましょう。枠がないときは、自分の状況に合わせて、枠を書き足してください。



法定相続人と法定相続分

相続人は、亡くなった人の遺言がある場合には、遺言によって指定された相続人（指定相続人）がなり、遺言がない場合には、法律で定められた法定相続人がなります。また、法定相続人が相続する相続分（法定相続分）も法律で定められています。

相続順位	法定相続人と法定相続分とその例	
第1順位 子がいる場合	配偶者 1/2 子（人数で分割） 1/2	<p>自分 1/2 配偶者 1/2 子 1/6 子 1/6 子 1/6</p>
第2順位 子どもがなくて、 親がいる場合	配偶者 2/3 親（人数で分割） 1/3	<p>父 1/6 母 1/6 配偶者 2/3 自分</p>
第3順位 子どもと親が共に いなくて、兄弟 姉妹がいる場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹（人数で分割） 1/4	<p>兄弟姉妹 1/8 兄弟姉妹 1/8 自分 1/8 配偶者 3/4</p>

※上記法定相続人及び法定相続分は、昭和56年1月1日以降に亡くなった人に適用されますので、ご注意ください。

法定相続人を記入してみましょう

親族表、法定相続人と法定相続分を参考に、あなたの相続人を記入してみましょう。

	続柄	住所	氏名	法定相続分	生年月日
1	あなた				年 月 日
2				/	年 月 日
3				/	年 月 日
4				/	年 月 日
5				/	年 月 日
6				/	年 月 日
7				/	年 月 日

資産を確認しましょう

不動産のリスト

	土地 建物	所在地	地番・ 家屋番号	所有(共有)者 (共有持分)	管理状況	契約書の 有無	処分方針
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

※管理状況には、所有・貸（している）・借（りている）を記入します。

不動産登記情報の調べ方

あなたがどのような財産（不動産）を所有しているかを調べて、書き出してみましょう。

不動産（土地・建物）については、所有者が保管している登記識別情報（登記済証）や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書などにより、地番・家屋番号を確認することができますので、目的に応じて必要な書類を収集してください。

複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合には、契約書の有無、登記の有無等についても確認してください。

●資料の確認（一例）

目 的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を調べたい	<ul style="list-style-type: none"> ・登記識別情報通知（登記済証） または ・登記事項証明書 ・公図、地積測量図 	お近くの法務局
地番・家屋番号を調べたい		
面積を調べたい		
自分が所有している土地建物を全て調べたい	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納税通知書 ・固定資産課税台帳、名寄帳 	市区町村の 固定資産税担当課

不動産以外の資産（負債）リスト

預貯金	金融機関名	支店	名義人	口座番号	備考

借入金 ローン	借入先	金額	契約者	返済状況	備考

生命保険等	保険会社	種類・内容	契約者	受取人	備考

その他	名称 (自動車・有価証券等)	内容	名義人	保管場所	備考

年金	基礎年金番号	加入したことのある年金の種類
		国民年金・厚生年金・共済年金・その他（ ）

※暗証番号・パスワードは、このノートに記入せず、別に管理しましょう。

MEMO

相続登記はお済みですか？

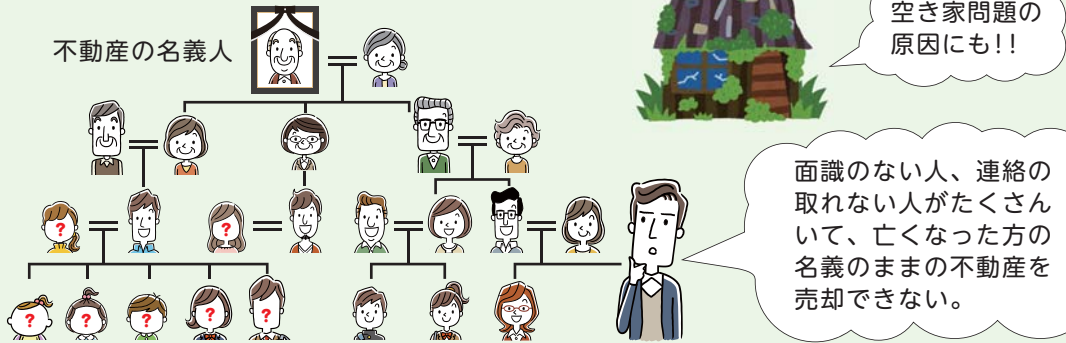
近時、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、自然災害からの復興に関連して報道されるなど、相続登記が社会的な関心を集めていることをご存知でしょうか？

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしましょう！

相続登記をしないとこんなデメリットが

- 相続した不動産を売却できない。
- 不動産を担保にしたローンが組めない。
- 時間が経つほど相続登記の手続が困難に。
 - ・相続人がどんどん増えて、面識がない人や連絡の取れない人が現れ、話し合いがうまく進まない。
 - ・相続人全員を特定するための書類収集の手間と費用が大幅に増える。
- 所有者の分からない土地が増えて災害復興事業や公共事業が進まない。
- 適切な管理がされない空き家が増加する。

●相続登記をしないと…



令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律」が成立し、相続登記と住所変更が義務化されます

登記の申請方法

登記申請は、当事者がご自身で登記申請書を作成し、法務局に申請することもできますし、登記申請書の作成から登記完了までを、**司法書士**に依頼することもできます。

登記申請には、高度な法律知識が必要であったり、書類作成の難易度が高かったり、添付書類を集めるのが煩雑な場合などがあります。そのような場合は、専門家である**司法書士**に相談してください。依頼すると登記完了までの処理がスムーズです。

また、登記申請は、全て紙で申請書を作成する方法（書面申請）のほか、専用ソフトを使用して申請情報をオンラインで送信する方法（オンライン申請）がありますので、詳しくは法務局ホームページ等で確認してください（次頁のQRコードをご利用ください）。

書面申請

or

オンライン申請

専門家に依頼する
方法もあります



相続登記に必要なもの

		必要書類	取得先
被相続人について (亡くなった方)		出生から亡くなるまでの戸(除)籍謄本 ※「法定相続情報一覧図の写し」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(7ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
		戸籍の(除)附票	本籍地の市区町村役場
相続人全員について		現在の戸籍謄抄本(戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員の話し合いで決める場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」については、9ページをご覧ください。	法務局

※別途書類が必要になる場合があります。

不動産登記申請
手続(書式)は
こちら



不動産登記申請手続

検索

オンライン申請
(登記・供託ねっと)は
こちら



登記供託ねっと

検索

MEMO

各種窓口の相続手続きが便利に！ ～法定相続情報証明制度～

法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に被相続人（亡くなった人）の生まれてから亡くなるまでの戸（除）籍謄本及び法定相続情報一覧図等を提出いただくと、登記官がその内容を確認し、法定相続人が誰であるかを一覧にして証明する制度です。

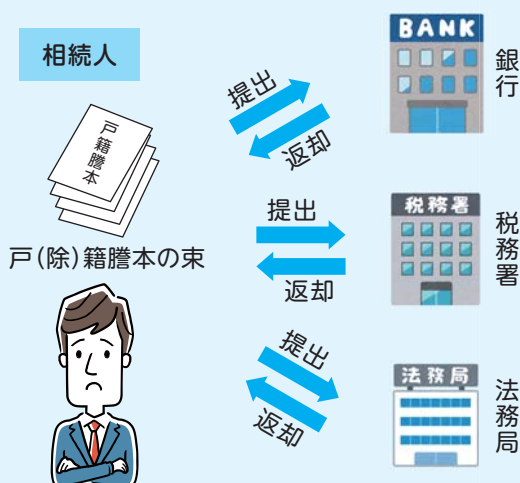
各種窓口の相続手続きが簡単に

相続手続では、被相続人（亡くなった人）の戸（除）籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口ごとに何度も提出する必要があります。

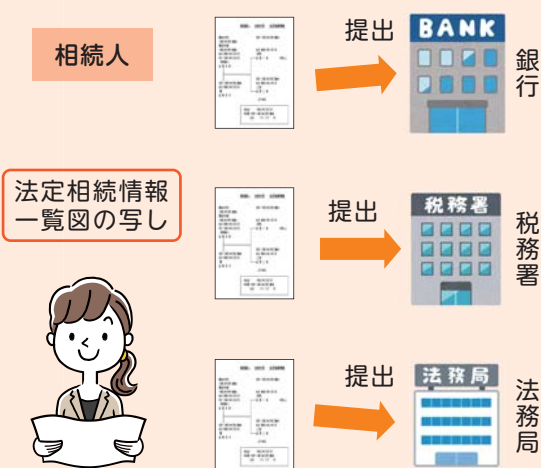
法定相続情報証明制度を利用すると、必要な通数の「法定相続情報一覧図の写し」（8ページの図参照）の交付を**無料**で受けることができるため、各種相続手続をする際に、戸（除）籍謄本等の束を何度も提出する必要がなくなり、複数の窓口で同時並行に手続することが可能です。

●各種相続手続のイメージ

制度を利用しない場合



制度を利用した場合



制度の利用範囲について

預貯金の払い戻し



相続税の申告



相続登記申請



遺族年金、未支給年金、
死亡一時金等の請求など



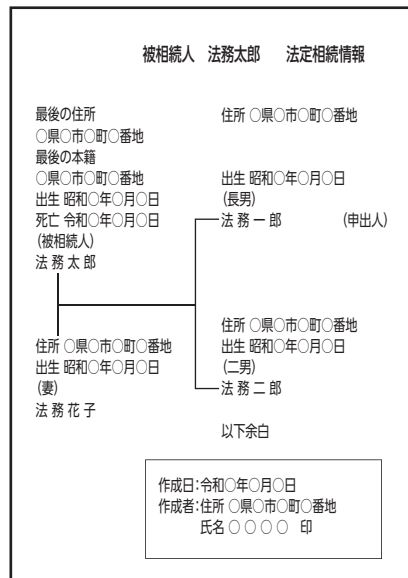
その他
各種名義変更

法定相続情報証明に必要なもの

	必要書類	取得先
申出人が作成した	法定相続情報一覧図(右図)	—
被相続人の	生まれてから亡くなるまでの戸(除)籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類 (運転免許証のコピーなど)	—

※別途書類が必要になる場合があります。

法定相続情報一覧図 (記載例)



必要書類、
一覧図様式は
こちら



法定相続情報証明制度

検索

MEMO

あなたの遺言書、法務局が守ります ～自筆証書遺言書保管制度～

「遺言」とは ～あなたの思いをきちんと伝える制度です～

遺言について ▶ ～ご自身の財産を確実に託す方法の一つです～

遺言とは、自分の死後に財産をどのように分配するかなどについて、自分の意思を明らかにするものです。遺言がある場合には、原則として、遺言者の意思に従った遺産の分配がなされます。ご自身の財産を大切な方へ確実に託すために有用な手段です。



「遺言」を残すメリット

- 法定相続分と異なる相続分を指定できる。
- 法定相続人ではない者（子供の配偶者、孫、内縁の夫（妻）、お世話になった知人などに遺贈（財産をあげる）することができる。
- 家族の遺産争いを防止できる。
- 遺産分割協議の手間が省ける。

「自筆証書遺言書保管制度」とは

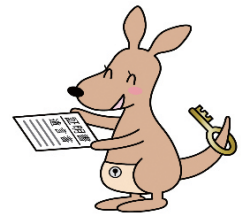
自筆証書遺言書を全国の法務局（遺言書保管所）で保管する制度です。

- 自筆証書遺言書を長期間適正に管理・保管します！
- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です！
- 相続開始後、相続人等は遺言書を閲覧したり、証明書の交付が受けられます！
- 相続開始後、遺言書が保管されている旨を通知します（相続人等・通知対象者）！

自筆証書遺言書保管申請に必要なもの

自筆で書いた遺言書	
申請書	
添付書類	本籍の記載のある住民票等（作成後3か月以内）
手数料	（1通につき3,900円）
本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証等 （官公署発行の顔写真付きの身分証明書 有効期限内のもの）

※別途書類が必要になる場合があります。



全ての手続きについて
予約が必要です。
法務局手続案内予約
サービス専用ページ

法務局 予約サービス

検索



自筆証書遺言書保管
制度の詳細は法務省の
ホームページへ

法務局 ゆいごん

検索



公正証書遺言と自筆証書遺言 ▶ ～ご自身に合う方式を選んでください～

公正証書遺言		自筆証書遺言	
		自宅等で保管	法務局で保管
遺言者が遺言の内容を口述し、 公証人が作成 (自書できなくても作成可能)	作成方法	遺言書の全文、日付及び氏名を必ず自書し押印 (財産目録は自書する必要はありませんが、全 てのページに署名+押印が必要。)	
公証役場へ本人が出向く (公証人の出張も可能)	手軽さ	いつでも作成可能	保管申請する法務局に 本人が出向く
公証役場で保管 (安心・安全)	保管方法	自己責任で保管 (紛失・改ざん等の リスク)	法務局で保管 (安心・安全)
形式・内容ともに公証人が確認	有効性の 確認	全て自分で判断	形式面のみ法務局が 確認
不要	裁判所の 検認手続	要	不要
財産額、出張の有無等 により算出	費用	自己で作成するため 不要	保管申請手数料 3,900円/1通

MEMO

その他、法務局でお役に立てること

自分のために みんなのために ～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」2つの制度があります。



法定後見制度

本人の判断能力が十分でない場合に、本人等の申立てにより家庭裁判所が後見人、保佐人又は補助人を選任

後見	保佐	補助
判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ自らが選んだ方（任意後見人）に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておく



成年後見制度・成年後見登記制度についての法務省のホームページ



成年後見制度 法務省 検索



MEMO

まさかの家賃トラブル 誰に家賃を払えばいいの？ ～供託制度～

供託とは、金銭・有価証券などを供託所（法務局）に提出し、最終的には供託所（法務局）がその財産を誰かに取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

例えば、大家さんが亡くなって、相続人が分からない場合などにも利用できます。供託所（法務局）にその家賃を預けることで、家賃を支払った場合と同じ効果が発生します。

大家さんが亡くなった。誰に家賃を払えばいいか分からない

家賃の値上げを理由に受け取りを拒否された



借主
(賃借人)

弁済供託の仕組み（地代・家賃）

- 賃料を受領することができないとき
- 誰が賃貸人が分からないとき
- 賃借人が賃料の提供を行ったにもかかわらず賃貸人が賃料の受領を拒んだとき



家主・地主
(賃貸人)

供託制度についての
法務省のホームページ



供託制度 法務省

検索

MEMO

境界トラブルを解決 ～筆界特定制度～

筆界特定制度は、土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。

筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、筆界をめぐるトラブルを解決する一助となります。

●筆界がはっきりしないと…

- 不動産を売却できない。
- 隣人との境界トラブル。

【例】隣人からブロックが越境していると言われた

- 住宅ローンなどの融資が受けられない可能性も。

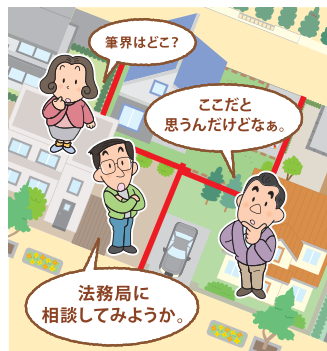
●将来の境界トラブルを防ぐためには

境界は、自分で分かっているだけでは十分ではありません。将来、世代が替わっても対応できるよう永続性のある境界標の設置をおすすめします！

●筆界特定申請について

筆界特定申請は、土地の所有権登記名義人（所有者）が自身で法務局に申請することもできますし、[土地家屋調査士](#)に依頼することもできます。

詳しくは、法務局ホームページで確認してください。



永続性のある境界標



金属釘



コンクリート杭
プラスチック杭



金属プレート

筆界特定制度に
関する法務省の
ホームページ



筆界特定制度

検索

MEMO

会社を経営しているが、そろそろ・・・ ～商業・法人登記制度～

● 誰かに承継したいときは

自分が元気なうちに、誰かに事業を承継したいときは、①現経営者の子をはじめとした親族に承継、②親族以外の従業員に承継、③社外の第三者（企業や創業希望者等）への株式譲渡や事業譲渡による承継などの方法があります。



詳しくは、鹿兒島県事業承継・引継ぎ支援センター（電話099-225-9534）にご相談ください。

● 会社の役員が変わることになったら

例えば、取締役である親が、取締役を辞任し、子を後任者とする場合などには、株主総会で子が後任者に選ばれた後、本店の所在地において2週間以内に登記申請を行うことになります。



● 会社を閉めることになったら

〇〇商事 会社を閉めることになったら、解散の登記と清算人選任の登記をする必要があります。



選任された清算人は、債権債務の整理や株主等に対して残余財産を分配するなどの手続を行った後、清算結了の登記申請を行うことになります。

商業・法人登記申請
手続(書式)は
こちら



商業・法人登記申請手続

検索

オンライン申請
(登記・供託ねっと)は
こちら



登記供託ねっと

検索

登記の申請方法

登記申請は、当事者をご自身で登記申請書を作成し、法務局に申請することもできますし、登記申請書の作成から登記完了までを、**司法書士**に依頼することもできます。

登記申請には、高度な法律知識が必要であったり、書類作成の難易度が高かったり、添付書類を集めるのが煩雑な場合などがあります。そのような場合は、専門家である**司法書士**に相談してください。依頼すると登記完了までの処理がスムーズです。

また、登記申請は、全て紙で申請書を作成する方法（書面申請）のほか、専用ソフトを使用して申請情報をオンラインで送信する方法（オンライン申請）がありますので、詳しくは法務局ホームページ等で確認してください（上のQRコードをご利用ください）。

書面申請

or

オンライン申請

専門家に依頼する
方法もあります



困ったことがあったら、お気軽に相談してください！

法務局では、人権擁護委員(※)や職員が、パワハラやセクハラ、いじめ、インターネットによる誹謗中傷など人権侵害が疑われる場合の相談に応じています。それ以外のことで何か困ったことや悩みごとがありましたら、ひとりで悩まずに法務省の人権擁護機関にお気軽にご相談ください。

※人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間の人たちで、各市町村にいます。

例えば、



- 夫の名義で借りていたアパートを夫の死後、退去してくれと強要されて困っている
- 遺産分割の話合いに自分だけ入れてもらえず、子どもだけで勝手に進めているがどうすればよいか
- 職場や近所の人などから嫌がらせを受けて困っている など



秘密は守ります。
相談は無料です。

ひとりで悩まずご相談ください

みんなの人権110番

0570-003-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

子どもの人権110番

0120-007-110

(受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分)

インターネット人権
相談受付窓口



インターネット人権相談

検索

MEMO

MEMO

おまけ

連絡先一覧

名前

関わり

携帯

自宅

住所

メモ

名前

関わり

携帯

自宅

住所

メモ

名前

関わり

携帯

自宅

住所

メモ

名前

関わり

携帯

自宅

住所

メモ

名前		関わり	
携帯		自宅	
住所			
メモ			

名前		関わり	
携帯		自宅	
住所			
メモ			

名前		関わり	
携帯		自宅	
住所			
メモ			

名前		関わり	
携帯		自宅	
住所			
メモ			

今年（ 年）やることリスト

書いた日	やること	できた日
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・

5年後（ 年）までにやることリスト

書いた日	やること	できた日
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・

10年後（ 年）までにやることリスト

書いた日	やること	できた日
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・

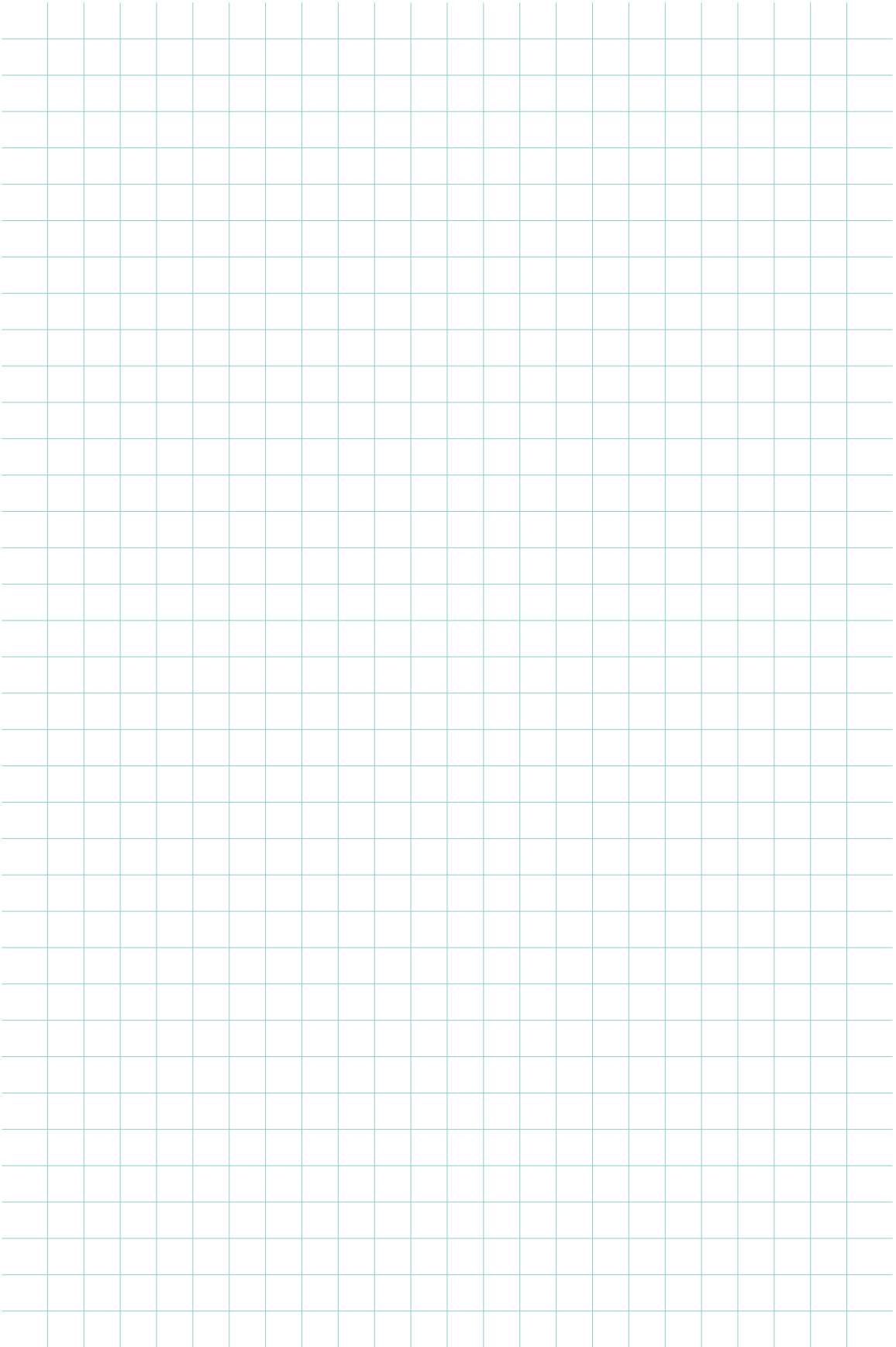
起こったらいいことリスト

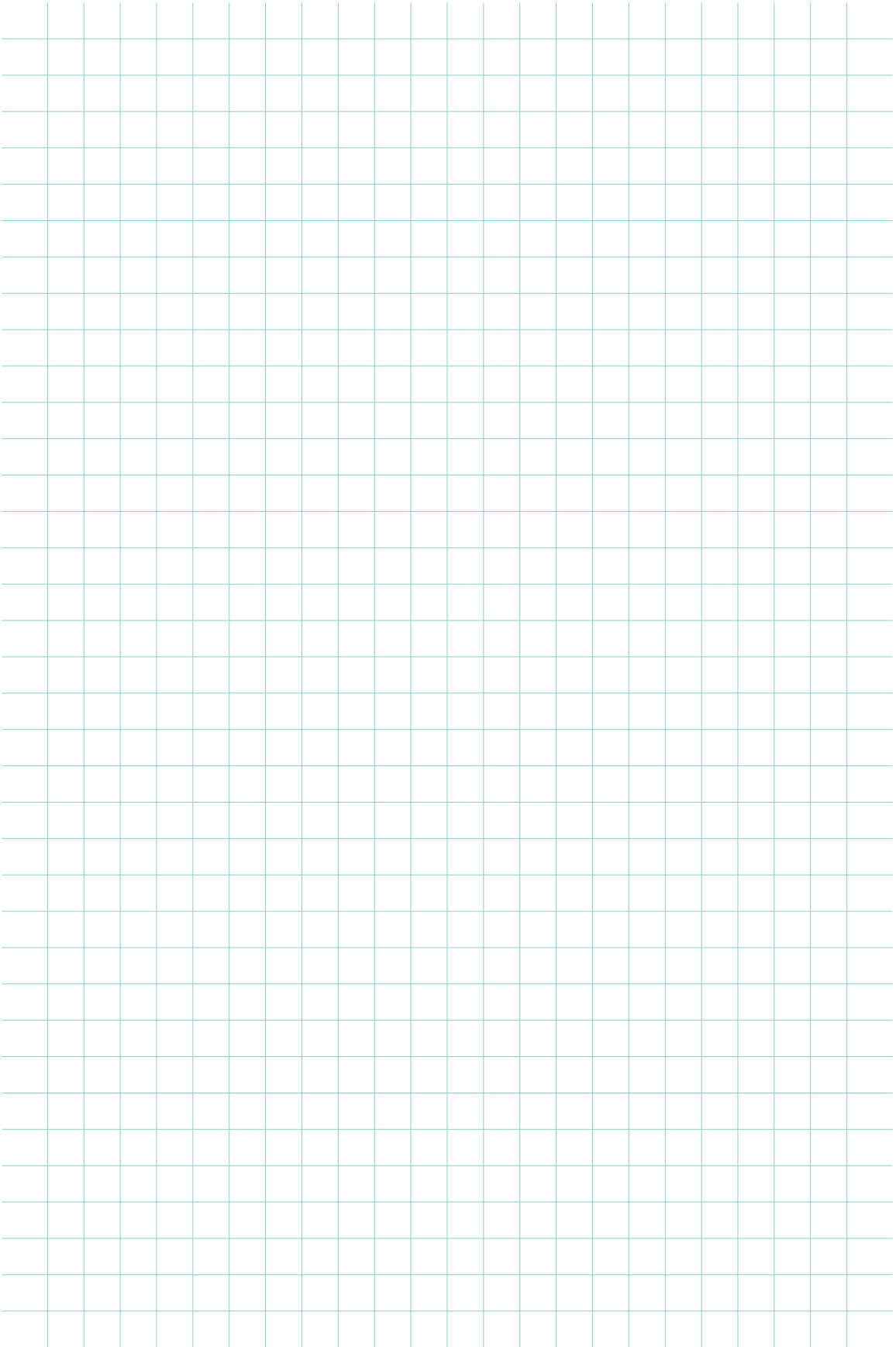
書いた日	起こったらいいこと	起こった日
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・
・ ・		・ ・

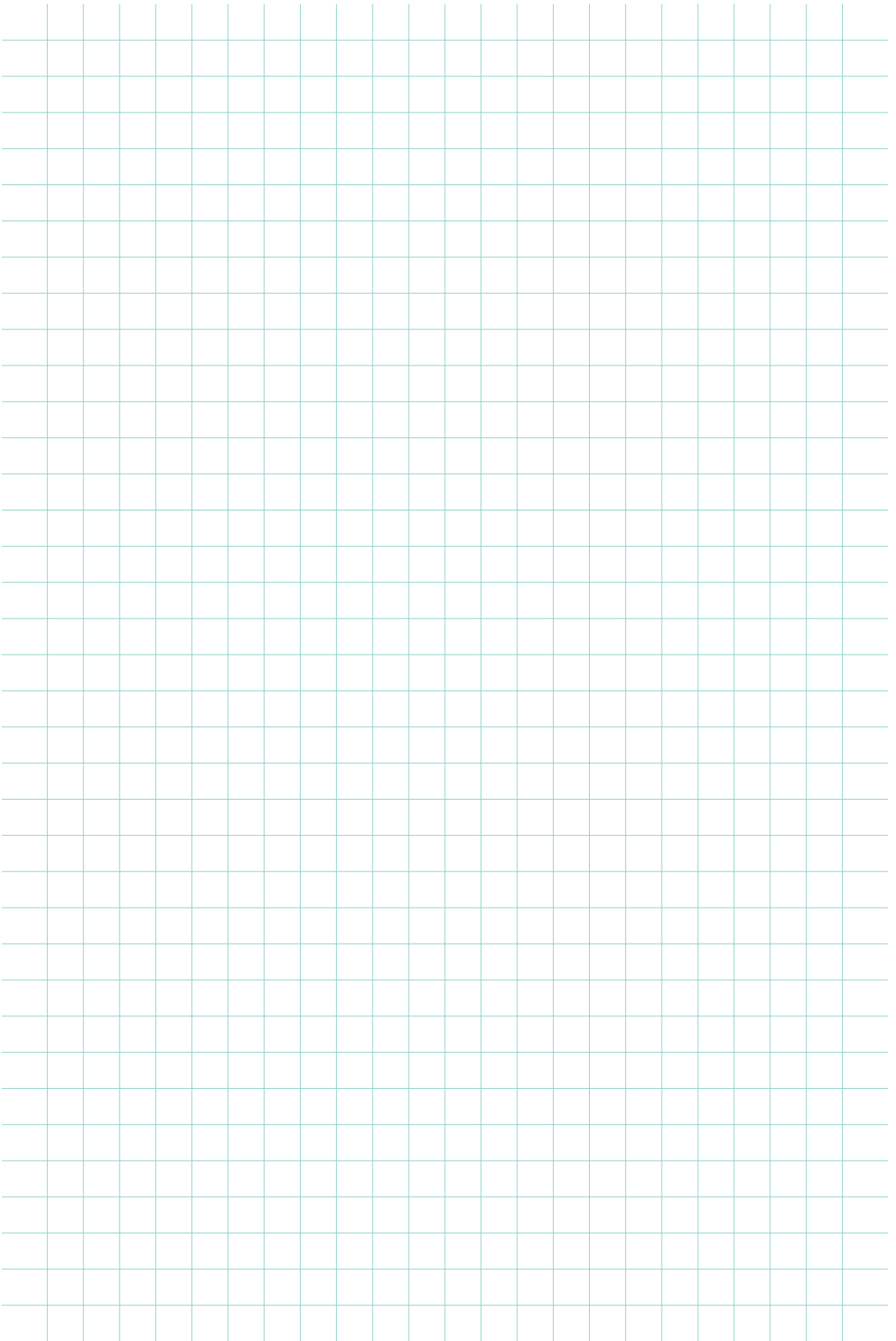
特別な一日（誕生日、記念日、同窓会、旅行 etc...）の時間割

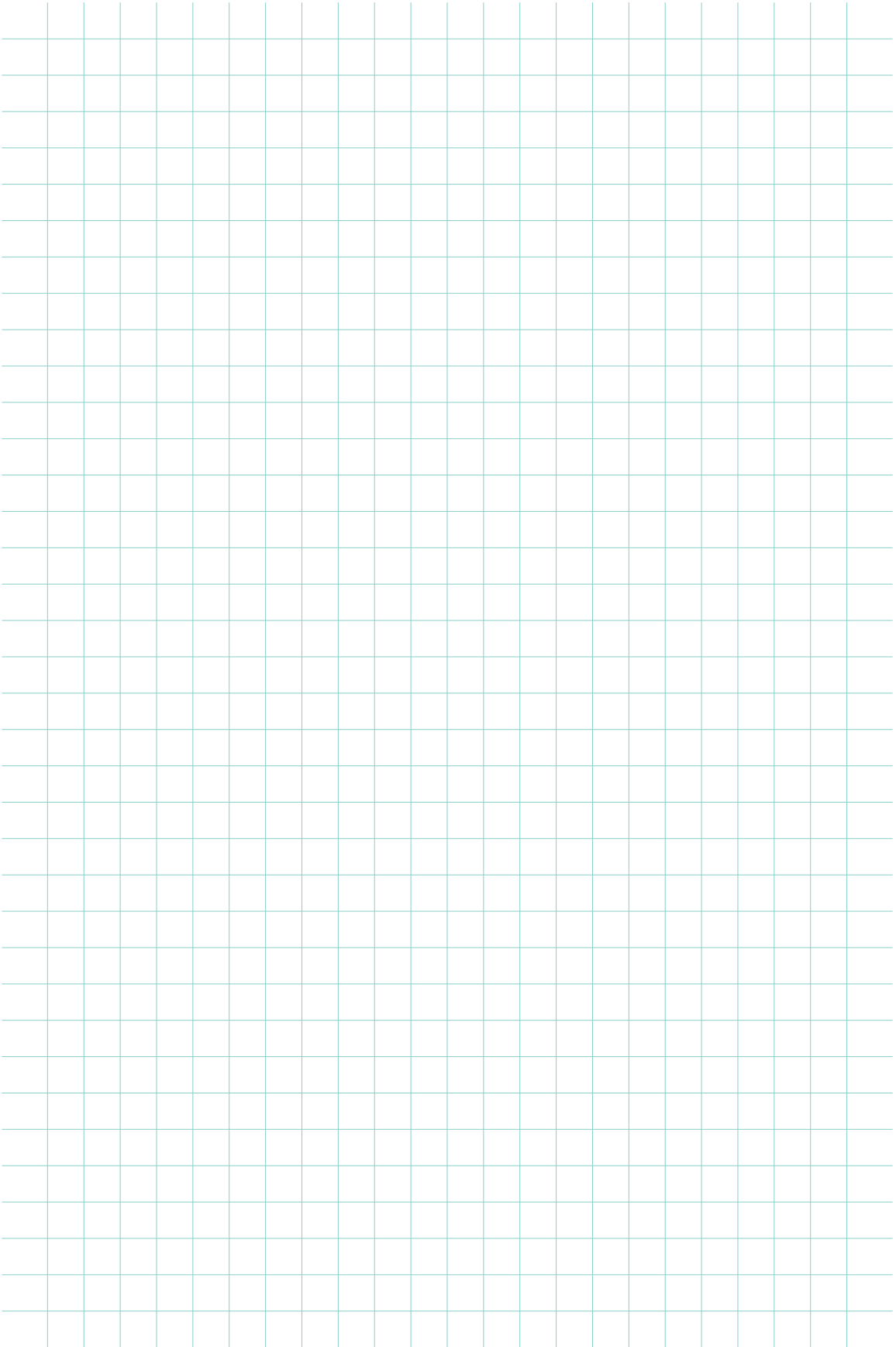
	. . () の日	. . () の日	. . () の日	. . () の日	. . () の日
6:00					
7:00					
8:00					
9:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00					
16:00					
17:00					
18:00					
19:00					
20:00					
21:00					
22:00					
23:00					
0:00					

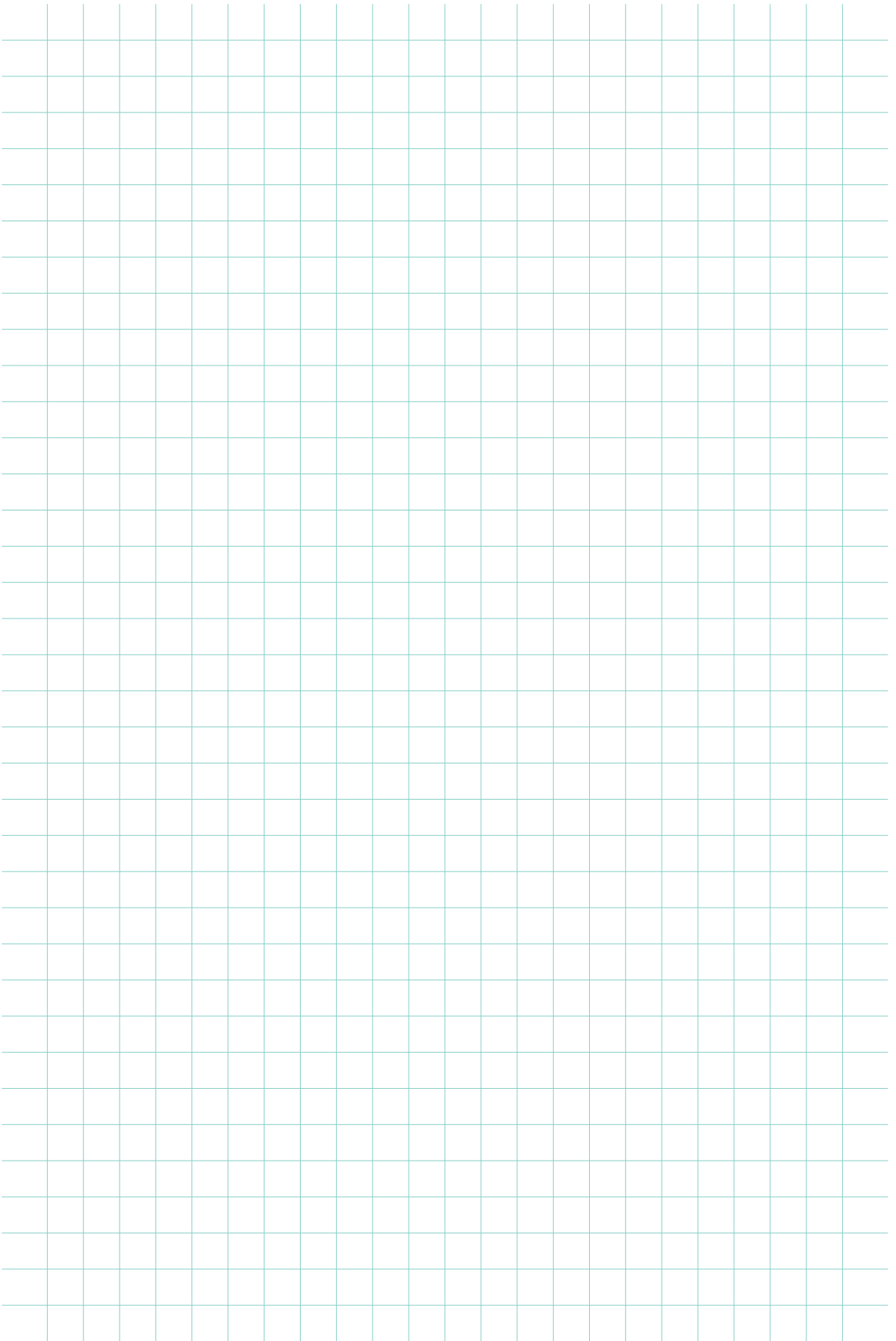
	・ ・ () の日	・ ・ () の日	・ ・ () の日	・ ・ () の日	・ ・ () の日
6:00					
7:00					
8:00					
9:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00					
16:00					
17:00					
18:00					
19:00					
20:00					
21:00					
22:00					
23:00					
0:00					

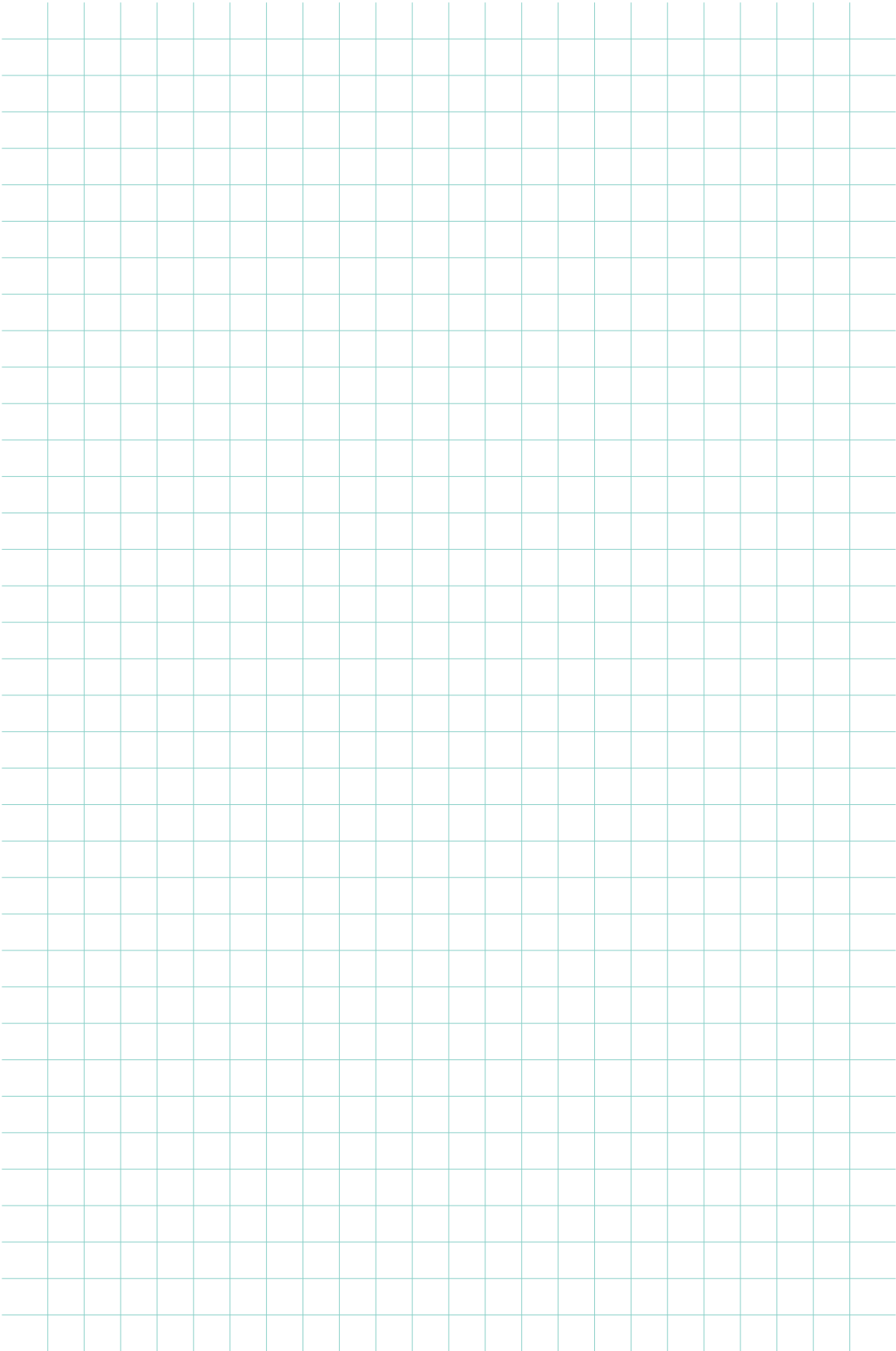












鹿児島地方法務局のお問合せ先

庁名	所在地、電話番号	不動産登記管轄区域
鹿児島地方法務局 (かごしまちほうほうむきょく) 【本局】	〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号 電話:(代表)(099)259-0680 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (099)259-0765	鹿児島市、指宿市、日置市 鹿児島郡(三島村、十島村)
霧島支局 (きりしましきょく)	〒899-4332 霧島市国分中央3丁目42番1号 電話:(代表)(0995)45-0064 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0995)45-0333	霧島市、伊佐市、始良市 始良郡(湧水町)
知覧支局 (ちらんしきょく)	〒897-0302 南九州市知覧町郡5405番地 電話:(0993)83-2208 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0993)83-2300	南九州市
川内支局 (せんだいしきょく)	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4番24号(川内地方合同庁舎) 電話:(代表)(0996)22-2300 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0996)22-2304	薩摩川内市 いちき串木野市 薩摩郡(さつま町)
鹿屋支局 (かのやしきょく)	〒893-0064 鹿屋市西原4丁目5番1号(鹿屋合同庁舎) 電話:(代表)(0994)43-6790 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0994)43-6888	鹿屋市、垂水市 肝属郡(東串良町、錦江町、 南大隅町、肝付町)
奄美支局 (あまみしきょく)	〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23番1号 電話:(代表)(0997)52-0376 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0997)52-0380	奄美市 大島郡(大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、喜界町、 徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、与論町)
種子島出張所 (たねがしましゅつちょうしょ)	〒891-3101 西之表市西之表16314番地6 電話:(0997)22-0668 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0997)22-0670	西之表市 熊毛郡の内 中種子町、南種子町
屋久島出張所 (やくしましゅつちょうしょ)	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦1593番地2 電話:(0997)42-0061	熊毛郡の内 屋久島町
南さつま出張所 (みなみさつましゅつちょうしょ)	〒897-0006 南さつま市加世田本町50番地19 電話:(0993)52-2561 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0993)52-2707	南さつま市、枕崎市
出水出張所 (いずみしゅつちょうしょ)	〒899-0201 出水市緑町36番1号 電話:(0996)62-0219 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (0996)62-0522	出水市、阿久根市 出水郡(長島町)
曾於出張所 (そおしゅつちょうしょ)	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491番地2(大隅合同庁舎) 電話:(099)482-0047 (登記関係証明書(謄抄本等)に関するお問合せ) (099)482-0300	曾於市、志布志市 曾於郡(大崎町)

不動産登記		商業・法人登記					供託	成年後見登記		国籍	遺言書 保管	人権
登記 申請	証明書 交付	登記 申請	証明書 交付	印鑑 提出等	印鑑 カード	電子 認証		登記 申請	証明書 交付			
○	○	○	○	○	○	○	○ 現金 取扱庁	—	○ 窓口申請 のみ	○	○	○
○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○ 国籍選択 のみ	○	○
○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○ 国籍選択 のみ	○	○
○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○ 国籍選択 のみ	○	○
○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○ 国籍選択 のみ	○	○
○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—

大人のための 未来ノート

令和4年1月31日

| 発行 |

鹿児島地方法務局

〒890-8518

鹿児島市鴨池新町1番2号

TEL (099) 259-0680

鹿児島地方法務局

Planning of Kagosima Distruct Legal Affairs Bureau